

北見市上下水道審議会資料

平成 25 年 11 月 12 日

目 次

- | | | |
|--------------|-------|-----|
| 1. 答申（案）について | | 1~4 |
|--------------|-------|-----|

企 業 局

平成25年11月 日

北見市長 櫻田 真人 様

北見市上下水道審議会
会長 堀内 淳一

水道料金及び下水道使用料に係る答申について（案）

本審議会は、市長から平成25年6月10日付けで諮問のあった「水道料金及び下水道使用料について」に関し慎重に審議し、結論を得たので以下のとおり答申します。

なお、水道料金、下水道使用料のあり方については、本答申の趣旨を尊重されるとともに、十分検討を行ったうえで判断されるよう要望します。

この度の諮問については、平成26年度から平成29年度の4年間を算定期間とし、この期における適正な水道料金、下水道使用料のあり方について議論を求められたものである。

本審議会では、現在の財政状況、また今後の収支見通しになどについて、4回に渡って議論を行うとともに上下水道施設の現地視察を実施し、水道事業、下水道事業の課題を整理した結果、今期における水道料金、下水道使用料について、以下のとおり答申する。

1) 水道料金について

<結論>

平成26年度から平成29年度における水道料金は、現行料金を維持することが適当である。

<結論に至った経過>

水道事業においては、施設の老朽化対策を着実に実施するなど、水道水の安定供給を維持することが最大の経営課題とされているところである。

今期の収支見通しにおいては、前期において決定された統一料金が適用され、料金水準が改定されることに伴う収入増などにより、収益的収支における繰越利益剰余金の状況、また資金の状況とも概ね良好であることが見込まれる。

上記のことから、頭書の結論に至ったものである。

<意見>

今期の経営状況は概ね良好であるが、今後においては、老朽化した水道管などの更新に加え、人口減少による水需要の減少など厳しい経営環境が想定されることから、引き続き経費の抑制に最大限努め、北見市上下水道ビジョンに基づく事業の推進を図られたい。また、当市の水道料金は、給水地域が広大で人口が分散していることなどにより、道内自治体において比較的高い水準にあることから、廉価でかつ安定的な水道水の供給を目指されることを要望する。

2) 下水道使用料について

<結論>

下水道事業の安定経営の観点から、現在生じている資金不足を平成26年度から平成29年度の本算定期間中に解消することを目指すべきである。このため、下水道事業の効率化、物件費や建設改良費をはじめとする下水道事業運営経費の見直し、使用料の増額改定等の検討を総合的に行うことを要望する。使用料の増額改定に当たっては、厳しい社会情勢を考慮しその改定幅は、必要最小限とすべきである。

<結論に至った経過>

下水道事業においては、前期から引き続き資金不足を生じており、この解消が最大の経営課題となっているところである。

当該資金不足については、主に企業債償還と減価償却の期間が異なることに起因するものであり、長期的には解消が可能である。しかし、資金の不足については、年間を通じた一時借入により資金手当てがなされている現状であり、国からは、平成33年度を期限として資金不足の解消を求められている。平成33年度末までに資金不足の解消がなされない場合、企業債による新規借入れが制限され、下水道事業の経営ひいては市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。

上記の事情を、現下の社会経済情勢も踏まえ慎重に検討した結果、資金不足への対応を先送りすることは、下水道事業の長期的な安定経営を損ない、むしろ後年度負担の増加を懸念させることから、今期において具体的な対策を講じ、解消に向けた道筋をつけるべきであると判断し、頭書の結論に至ったものである。

<意見>

北見市の下水道使用料は、前回の改定の後、道内自治体において比較的高い水準にある。このため下水道事業の資金不足の全てを使用料の負担により解消しようとした場合、市民生活に与える影響が大きくなることから、事業の効率化や運営経費の見直し等の総合的検討を行うことを求めたものである。

本審議会としては、資金不足を早期に解消して独立採算を基礎とした安定的な財務基盤を確立し、将来に向けて持続可能な下水道事業を構築されることを強く要望するものである。

3) その他

今回の諮問に対する答申は上記の通りであるが、審議会における審議経過を踏まえ、以下のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営に当たり配慮されたい。

1. 市民周知の徹底

下水道使用料の改定に当たっては、十分な期間を確保したうえで周知を行うなど、改定時に混乱を与えることのないよう配慮すること。

2. 今後における料金等のあり方について

今回の諮問においては、平成26年度から平成29年度を算定期間として議論を行ったところであるが、算定期間の経営状況やその後の社会情勢の変化を踏まえ、今後においても4年毎に議論を行うこと。